

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表
 (傍線の部分は、改正部分)

改正後	改正前
<p>埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については一人につき <u>四百三十四円</u> を、<u>第二号から第五号までのいずれか</u> に該当する扶養親族については一人につき <u>二百十七円</u> を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>二～五</u> (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に <u>当該期間</u> にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号 <u>及び第三号から第六号までのいずれか</u> に該当する扶養親族については一人につき <u>二百十七円</u> を、<u>第二号</u> に該当する扶養親族については一人につき <u>三百三十四円</u> を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p><u>一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>二～六</u> (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間 <u>(以下この項において「特定期間」という。)</u> にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に <u>特定期間</u> にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

第二条の二～第七条 (略)

(介護補償)

第七条の二 (略)

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下である場合に限る。） 八万五千四百九十円

三 (略)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百元以下であるときに限る。） 四万二千七百元

第八条～第二十三条 (略)

附 則

第一条～第四条 (略)

別表（第二条関係）
補償基礎額表

第二条の二～第七条 (略)

(介護補償)

第七条の二 (略)

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万二千二百九十円以下である場合に限る。） 八万二千二百九十円

三 (略)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百元以下であるときに限る。） 四万六百元

第八条～第二十三条 (略)

附 則

第一条～第四条 (略)

別表（第二条関係）
補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未満	五年以上一〇年未満	一〇年以上一五年未満	一五年以上二〇年未満	二〇年以上二五年未満	二五年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>七、二八五円</u>	<u>八、八五〇円</u>	<u>一〇、七六八円</u>	<u>一一、九六三円</u>	<u>一二、六二五円</u>	<u>一三、〇九八円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>六、一〇〇円</u>	<u>七、〇四五円</u>	<u>七、五〇五円</u>	<u>八、六二三元</u>	<u>九、二七〇円</u>	<u>九、六二〇円</u>

備考 (略)

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未満	五年以上一〇年未満	一〇年以上一五年未満	一五年以上二〇年未満	二〇年以上二五年未満	二五年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>六、六一八円</u>	<u>八、二八三元</u>	<u>九、七四五円</u>	<u>一〇、九二三円</u>	<u>一一、七一八円</u>	<u>一二、四三八円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>五、五六八円</u>	<u>六、四七〇円</u>	<u>七、〇三八円</u>	<u>八、〇九三元</u>	<u>八、九一〇円</u>	<u>九、三三八円</u>

備考 (略)